

令和7年6月定例会

厚生委員会資料  
(子ども未来部)



(仮称) 秋田市こども計画の策定について

1 計画策定の概要

(1) 策定の根拠等

- ・こども基本法第10条第2項により、国のこども大綱および都道府県こども計画を勘案して市町村が作成することとされている「市町村こども計画」を策定しようとするもの。(努力義務)
- ・こども大綱(令和5年12月閣議決定)には、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」および「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に関する事項が含まれており、これらを盛り込む必要あり。

(2) こども計画の範囲に含まれる本市既存計画

計画名	根拠法	計画期間
ア 第4次子ども・子育て未来プラン	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法	令和7年度 ～11年度
イ 第2期子どもの未来応援計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	令和4年度 ～8年度

※アおよびイは、こども計画の一部として取り込む。

(3) 調査の実施

- ・計画策定に当たり、令和6年9月から11月まで次のとおり調査を実施した。
- ・国の同種調査や秋田県、全国の先行実施都市の例を参考に調査項目を設定。

	調査対象	調査方法	回答数(率) (対象者数)	調査内容
こども調査 (R6.9～10)	小学生 ～高校生	インター ネット	9,060(31.3%) (28,961)	自己肯定感・自己有用感・幸福感等の認識、
若者調査 (R6.10～11)	19歳 ～39歳	インター ネットお	980(32.7%) (3,000)	安心な居場所、悩みごと、相談相手など
貧困に関する調査 (R6.10～11)	こども の保護者	よび郵送	1,394(46.5%) (3,000)	こどもの生活状況や世帯の家計状況など

2 計画策定に当たっての新たな検討課題

(1) 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活をおくることができる社会(こどもまんなか社会)の実現に向けた新たな取組の検討

(例)

- ・こども・若者の意見表明とこども・若者からの意見聴取の取組
- ・こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり
- ・遊びや体験活動の推進等によるこども・若者の成長の基盤づくり など

(2) こども・若者の視点に立った施策の推進、発達過程に応じた切れ目ない支援などの視点や直近の市民ニーズを踏まえた施策体系の構築と既存施策の点検・見直し

### 3 計画の対象と期間

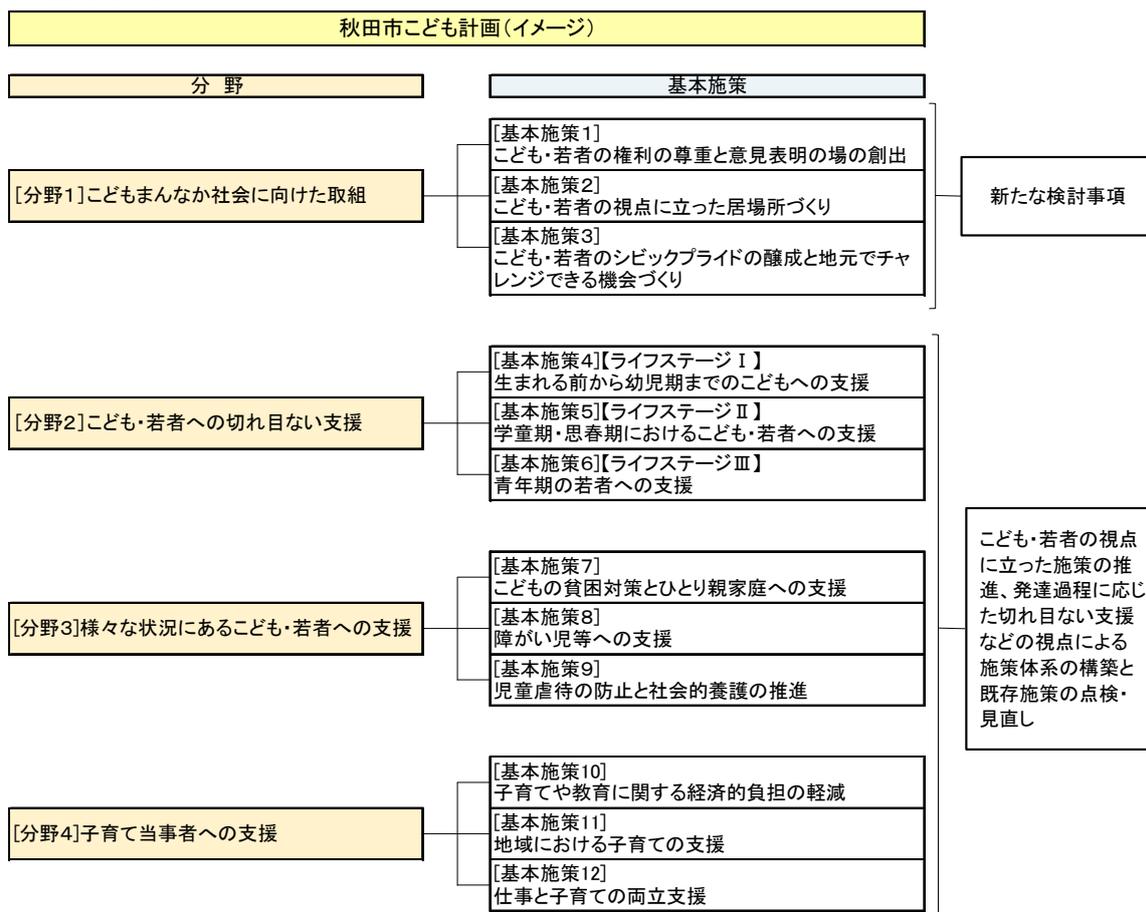
#### (1) 対象

こども大綱および秋田県こども計画を勘案し、計画の対象は、「心身の発達過程にある者」「子育て当事者」「これから子育て当事者になる者」「こども・若者と子育て家庭を取り巻くすべての関係者」とする。

#### (2) 計画の期間 令和8年度から11年度までの4年間

※12年度(第2期計画)からは5年間

### 4 施策体系のイメージ



### 5 策定スケジュール(予定)

令和7年 5月26日 第1回子ども・子育て会議(外部有識者会議)(策定方針等の説明)

6月 2日 庁議(策定方針等の説明)

19日 厚生委員会(策定方針等の説明)

8月～ 第2回～第5回子ども・子育て会議(～1月)

9月 厚生委員会(骨子案の説明)

12月 厚生委員会(原案の説明)

12月～ パブリックコメント(～1月)

令和8年 3月 厚生委員会(最終案の説明)、市長決裁・策定

## 旧下北手児童センターの貸付について

### 1 概要

令和7年3月31日をもって閉館となった旧下北手児童センターについて、同センター内で放課後児童クラブを運営していた下北手児童クラブから、令和7年度以降の事業継続のため、閉館後も引き続き建物を利用したいとの相談があり、下北手児童センター閉館後の速やかな移転先確保が困難であるとの事情を勘案し、経過措置として土地建物を貸付している。

### 2 貸付内容

- (1) 契約形態 市有財産賃貸借契約
- (2) 貸付物件 秋田市下北手松崎字谷崎218、219番地（旧下北手小学校敷地内）
  - 土地 1,049.07㎡
  - 建物 310.36㎡（築26年、木造一部鉄鋼造平屋建）
- (3) 貸付期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 貸付料 土地 79,897円/年
  - ※秋田市財務規則第200条第1項および普通財産貸付料算定基準に基づいて算出
  - 4,760円（固定資産税課税標準額）×1,049.07㎡（貸付面積）×1.6%（公共用算定率）
  - 建物 無償
  - ※秋田市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例第4条第1項第2号の地域活性化事業に該当

### 3 下北手児童クラブの状況

- (1) 運営主体 父母の会（放課後児童支援員等6名）
- (2) 開設時期 平成12年度
- (3) 登録児童数 16名（1～5年）
- (4) 受入学区 広面小、桜小（車での送迎有り）